（略）	（略）
動物用医薬品、動物用医薬部外品、動物用医療機器及び動物用再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令	第六条第三号、第七条第二項、第八条第一項第四号及び第二項、第九条第一項第二号から第四号まで及び第二項第二号から第四号まで並びに第十条第三項及び第四項（第六条第三号、第八条第一項第四号並びに第九条第一項第二号から第四号まで及び第二項第四号の規定を第十二条第一項及び第十三条第一項において準用する場合並びに第十条第三項及び第四項の規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
動物用再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	（略）
特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令	第七条第一号、第九条第一号、第十条第二項第六号及び第十九条第六項

（略）	（略）
動物用医薬品、動物用医薬部外品、動物用医療機器及び動物用再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令	第六条第三号、第七条第二項、第八条第一項第四号並びに第二項第一号及び第二号、第九条第一項第二号から第四号まで及び第二項第二号から第四号まで並びに第十条第三項及び第四項（第六条第三号、第八条第一項第四号並びに第九条第一項第二号から第四号まで及び第二項第四号の規定を第十二条第一項及び第十三条第一項において準用する場合並びに第十条第三項及び第四項の規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
動物用再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	（略）
（新設）	（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。